

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年4月3日 15時25分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市金田漁港東方沖 金田港東防波堤灯台から真方位080° 1.3海里付近 (概位 北緯35°09.9′ 東経139°41.5′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>シーキャッスル</sup> Sea Castleは、北進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年4月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Sea Castle、38トン
船舶番号、船舶所有者等	142979、株式会社アートライフクリエイト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ及びプロペラ軸ブラケットに曲損 定置網 枠のロープに切損、網の破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風速 約11m/s、視界 不良 海象：うねり 波向東、波高約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者11人を乗せ、クルージングを終えて帰航することとし、金田漁港東方沖を約18ノットの対地速力で北進中、定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報した後、海上保安庁の要請により来援した本件定置網の所有者に救助され、金田漁港にえい航された。</p> <p>船長は、本件定置網の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、雨で視界が悪く、海面が見えにくい状況だったので、本件定置網に気付かなかったと思っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.3m、船尾約1.6mであった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、本件定置網の存在を知らず、雨で視界が悪く、海面が見えにくい状況で航行を続けたことから、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が北進中、船長が本件定置網の存在を知らず、雨で視界が悪く、海面が見えにくい状況で航行を続けたため、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、事前に航行予定海域の水路調査を行い、定置網の設置場所等を確認しておくこと。
- ・ 船長は、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予測される場合は、出航を控えるか、又は速やかに帰航すること。
- ・ 金田漁港沖を航行する船舶は、同港から東に約2 km までの海域には定置網が広範囲に設置されており、過去に複数の事故等が発生しているため、同海域を避けて航行することが望ましい。